

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種の実施に関する事務(高齢者に関するもの)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託先との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和7年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務(高齢者に関するもの)
②事務の概要	予防接種の実施対象者の把握、予防接種の実施に関する事務、予防接種の実費徴収に関する事務、予防接種による健康被害救済に関する事務、予防接種実施者の管理に関する事務、予防接種実施後における接種者からの申請に基づいた新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付事務
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理台帳ファイル(高齢者に関するもの)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の17、18、及び19の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康福祉総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部健康福祉総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒738-8512 廿日市市新宮1-13-1、電話番号0829-20-1610
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルである健康管理システムにデータを入力する際には、権限を付与された職員のみが行っている。また、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)全員が、デジタル改革推進課が実施するe ラーニングによる情報連携に向けた研修を受講している。所属長が受講確認を行い、全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。以上のことから、十分であると判断した。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)全員が、デジタル改革推進課が実施するe ラーニングによる情報連携に向けた研修を受講している。所属長が受講確認を行い、全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。以上のことから、従業者に対する教育・啓発は十分であると判断した。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	評価書名	予防接種の実施に関する事務	予防接種の実施に関する事務(高齢者に関するもの)	事後	事務分掌の見直しによる
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種の実施に関する事務	予防接種の実施に関する事務(高齢者に関するもの)	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(母子健康管理システム)	健康管理システム	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	予防接種管理台帳ファイル	予防接種管理台帳ファイル(高齢者に関するもの)	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部健康推進課	福祉保健部健康推進課	事後	記載誤りによる
平成29年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	廿日市市総務部健康推進課 〒738-8521 廿日市市新宮一丁目13-1 (代表)0829-20-0005 (直通)0829-20-1610	廿日市市福祉保健部健康推進課 〒738-8512 廿日市市新宮一丁目13-1 電話番号 0829-20-1610	事後	記載誤りによる
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	記載誤りによる
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	III しいき値判断結果 しいき値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	取扱者数の見直しによる
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署②所属長の役名	健康推進課長 宮崎 哲匡	課長	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規項目	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種の実施対象者の把握、予防接種の実施に関する事務、予防接種に係る実費徴収に関する事務、予防接種による健康被害救済に関する事務、予防接種実施者の管理に関する事務	予防接種の実施対象者の把握、予防接種の実施に関する事務(新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う等)、予防接種の実費徴収に関する事務、予防接種による健康被害救済に関する事務、予防接種実施者の管理に関する事務(接種記録等を登録・管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う等)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種に関する内容を追記
令和3年7月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種に関する内容を追記
令和3年7月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルスワクチン接種に関する内容を追記
令和3年7月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第二の17、18及び19の項	番号法第19条第1項第8号及び別表第二の16の2、16の3、17、18及び19の項	事後	・番号法の改正を反映 ・記載誤りを修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年度更新
令和3年7月26日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年度更新
令和4年1月5日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種の実施対象者の把握、予防接種の実施に関する事務(新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う等)、予防接種の実費徴収に関する事務、予防接種による健康被害救済に関する事務、予防接種実施者の管理に関する事務(接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う等)	予防接種の実施対象者の把握、予防接種の実施に関する事務(新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う等)、予防接種の実費徴収に関する事務、予防接種による健康被害救済に関する事務、予防接種実施者の管理に関する事務(接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う等)、予防接種実施後における接種者からの申請に基づいた新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付事務	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	①福祉保健部健康推進課	①健康福祉部健康福祉総務課	事前	
令和4年4月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	福祉保健部健康推進課	健康福祉部健康福祉総務課	事前	
令和4年7月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	年度更新
令和4年7月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	年度更新
令和6年5月15日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種の実施対象者の把握、予防接種の実施に関する事務(新型コロナウイルスワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う等)、予防接種の実費徴収に関する事務、予防接種による健康被害救済に関する事務、予防接種実施者の管理に関する事務(接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う等)、予防接種実施後における接種者からの申請に基づいた新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付事務	予防接種の実施対象者の把握、予防接種の実施に関する事務、予防接種の実費徴収に関する事務、予防接種による健康被害救済に関する事務、予防接種実施者の管理に関する事務、予防接種実施後における接種者からの申請に基づいた新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付事務	事後	新型コロナウイルス予防接種の特例臨時接種が終了したため
令和6年5月15日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における「ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ」) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項及び別表第一の10の項	事後	新型コロナウイルス予防接種の特例臨時接種が終了したため
令和6年5月15日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連系 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号及び別表第二の16の2、16の3、17、18及び19の項	番号法第19条第8項及び別表第二の17、18及び19の項	事後	新型コロナウイルス予防接種の特例臨時接種が終了したため
令和6年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	新型コロナウイルス予防接種の特例臨時接種が終了したため
令和6年5月15日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託する	委託しない	事後	新型コロナウイルス予防接種の特例臨時接種が終了したため
令和6年5月15日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用等の リスクへの対策は十分か	十分である		事後	新型コロナウイルス予防接種の特例臨時接種が終了したため
令和6年5月15日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		提供・移転しない	事後	新型コロナウイルス予防接種の特例臨時接種が終了したため
令和6年5月15日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		提供・移転しない	事後	新型コロナウイルス予防接種の特例臨時接種が終了したため
令和6年5月15日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	十分である		事後	新型コロナウイルス予防接種の特例臨時接種が終了したため
令和7年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	年度更新
令和7年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	年度更新
令和7年6月1日	Ⅰ 関連情報 1-③システムの名称	、ワクチン接種記録システム(VRS)		事後	新型コロナウイルス予防接種の特例臨時接種終了に伴いシステムも廃止されたため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加項目	事後	